

東自貨第 437 号

SAMPLE
許 可 書

富岡生コン 株式会社
代表取締役 櫻井 貫 殿

令和5年12月8日付け申請の一般貨物自動車運送事業
(貨物自動車利用運送を含む)は、下記のとおり許可する。

記

条 件

- 1 一般貨物自動車運送事業の運輸開始は、許可の日から1年以内に行うこと。
- 2 運輸開始までに社会保険等加入義務者が健康保険、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入すること。
- 3 運輸開始前までに運行管理者及び整備管理者の選任届(整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内)を提出すること。

令和6年3月27日

東北運輸局長 石谷 俊史

